

「後期幕府直轄時代(2)」

この政策により、松前藩の所領が著しく狭められました。そこで、幕府に対し復領の嘆願をするために、松前藩士による仙台藩を通じての働きかけや、所定の手続きを経ず、直接老中や奉行などの駕籠にすぎり、訴状を提出する「駕籠訴」が、在方(松前周辺の村々)の名主らによって行われました。

また、幕府は北方警備について、松前藩を含む東北地方の5藩に命じて、蝦夷地・樺太・千島の警備体制が作られました。

松前氏の所領

安政2(1855)年2月、江戸幕府は、松前・蝦夷地のほとんどを直轄とし、松前氏の領地は、東は立有川(現・木古内町と知内町の境の川で現名・建有川)から西は五厘沢(現・江差町と乙部町の境)までとな

りました。幸いにも江差と福山の両港が松前氏の領地に残り、西蝦夷地の貨物を集めて捌くことが出来たので、多額の沖口税が得られたとされています。

また、同年12月、江戸幕府から、松前・蝦夷地上地の替地として、陸奥国伊達郡梁川と出羽国村山郡東根の地など、合わせて3万石を松前宗廣に給され、両地が松前藩の所領となりました。また、幕領である出羽国村山郡尾花澤1万350石について、代官として領内の管理を預かり、その手当として年1万8千両が支給されました。

復領の嘆願

松前氏の領地が海岸30余里(約120km)となつたことによる藩士・領民の動揺は、著しいものがありました。安政2年3月10日、藩主宗廣は直書をもって上

知のことを告げ、謹慎を守り、質素を責び、必ず心得違いの無いように、家臣らに対し諭しました。

しかし、藩士の中には、既に3月9日に密出国し、仙台藩の旧縁にすぎって復領取り成し方の嘆願をしており、さらに脱藩藩士や百姓代表も加え、仙台藩を経て幕府に陳情を試みています。

また、上ノ国名主久末善右衛門ら9名は、江戸に上り老中の登城を待ち受けて駕籠訴をし、幕吏に捕らえられますが、特別の慈悲で松前藩に引き渡されました。

蝦夷地の警備

安政2年4月、幕府は、蝦夷地の警備について、仙台・秋田・南部・津軽・松前の5藩に、それぞれの持ち場を決めるよう命じました。そして、蝦夷地は遠く広大な地であるので、直ぐに人を遣わして持ち場総体を見分し、元陣屋・出張陣屋の増設を必要とするこ

ろがあれば上申せよ、と指示しました。

さらに、応援の便を図り、質実を旨とし、無用の費を省き、永続の方法を考える必要があるとし、陣屋に置く勤番人数・武具・備え船や、国元に備えるこれらについても詳細に調査して申出よ、というものでした。

各藩は人を派遣して持ち場を調査した結果、次のような結果になりました。

南部藩

箱館山岬部の警備を主とし、恵山岬から東蝦夷地幌別(現・登別市幌別付近)までの海岸一帯と東蝦夷地全体の応援を兼ねて箱館谷地頭の北側に元陣屋を建て、室蘭ペケレオタに出張陣屋を、さらに砂原に分屯を置きました。

仙台藩

東蝦夷地白老より知床岬に至る一帯の地と島々を持ち場とし、元陣屋を白老に置き、出張陣屋を根室及び国後島の泊と択捉島の振別に置き

ました。

松前藩

箱館七重浜より木古内村に至るまでを持ち場とし、元陣屋を有川村穴平に建てました。

津軽藩

箱館千代岱より恵山岬に至る地と、江差在乙部村より西蝦夷地神威岬に至る地を持ち場とし、西蝦夷地全体の応援を兼ねて元陣屋を千代岱に、出張陣屋を寿都に置きました。

秋田藩

西蝦夷地神威岬より知床岬に至る全部と、北蝦夷地(樺太)その他島々を持ち場とし、元陣屋を増毛に、出張陣屋を宗谷・北蝦夷地の白主及び久春古丹に置きました。北蝦夷地は3月から8月まで兵を置き、冬は増毛に引き上げ、宗谷についても夏季のみ兵を置き、応援に備えました。

この内、秋田藩は、その範囲が広すぎると幕府に罷免を請いましたが、充たされませんでした。